

深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金交付要綱

令和 5 年 6 月 1 5 日 【部長決裁】

一部改正 令和 7 年 4 月 2 2 日 【部長決裁】

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、隣接する空家等の存する敷地が無接道敷地のため当該敷地だけでは活用が困難で、空家等が放置されるおそれがある場合に、当該空家等を取得及び除却し自己の土地と一体的に利用することで、放置される空家等の発生を予防し、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とし、当該無接道敷地内の空家等の除却に関する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、深谷市補助金等の交付に関する規則(平成 1 8 年 1 月 1 日規則第 5 9 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「空家法」という。)第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。

(2) 無接道敷地 建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)第 4 3 条第 1 項の接道要件を満たさず、かつ同条第 2 項の規定による特定行政庁の許可を得ていない敷地をいう。ただし、当該敷地と同一の所有者又はその 2 親等以内の親族が所有する土地が隣接して存在し、かつ、一体的に利用すれば無接道敷地に該当しないものは除く。

(3) 隣接地 無接道敷地と接する敷地であって、統合をした後、建築基準法第 4 3 条の規定に適合する一体利用が可能なものをいう。

(補助対象空家等)

第3条 この補助金の交付の対象となる空家等(以下「補助対象空家等」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 空家法第22条第3項の規定に基づく命令を受けていない空家等であること。

(2) 無接道敷地内の当該空家等の隣接地の所有者等が取得したものであって、次のいずれにも該当するもの。

ア 当該取得した者が、隣接地と当該空家等の敷地の統合後の敷地を、自らの居住等の用に供し適切に10年間以上管理するもの。

イ 除却に要する費用(除却のために必要となる調査設計費等を含む。)が、固定資産税評価額その他の公的な方法により算定した当該空家等の敷地及び建物の売買想定価格を上回るもの。

(3) この要綱に基づく補助金の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)について、国又は地方公共団体等から他の補助金等の交付を受けていないこと。

(4) 公共事業による移転、建替え等の補償対象となっていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象空家等に対して補助対象工事をする者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助対象空家等を購入しようとする者

(2) 補助対象空家等の所有者等が複数いる場合又は他に当該補助対象空家等に何らかの権利関係を持つものがある場合にあつては、補助対象工事の実施その他のこの要綱に定める事項について、当該者全員の同意を得ることができる者

(3) 法人その他の団体でない者

(4) 暴力団員(深谷市暴力団排除条例(平成24年3月29

日条例第2号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)ではない者

(5) 深谷市における市税に未納がない者

(6) 補助対象空家等を除却した後の敷地について、周辺に悪影響を及ぼさないよう適切に管理するとともに、隣接地と当該空家等の敷地の統合後の敷地を10年間以上統合の解消をせずに自らの居住等の用に適切に管理する意思のある者

(補助対象工事)

第5条 補助対象工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

(1) 第10条第2項の規定により交付の決定の通知を受けた後に着工する工事

(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けたものが施工する工事であること。

(3) 補助対象空家等のすべてを除却し、その敷地を更地にする工事

2 前項第2号の事業者は、暴力団(暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員であってはならない。

(補助対象費用)

第6条 補助の対象となる費用(以下「補助対象費用」という。)は、補助対象工事に要する費用とし、次に掲げる費用の合計額(消費税及び地方消費税の額を除く。)とする。

(1) 主たる建築物の躯体、屋根材、内外装材、建物設備などの解体撤去工事及び当該廃材の処分に係る経費

(2) 主たる建築物の基礎・杭等、地下埋設物(配水管・枴・電線管・給水管等)などの解体撤去工事及び当該廃材の処分に係る経費

(3) 主たる建築物に附属する工作物（塀、門扉・門柱、車庫・カーポート・物置、植栽・庭石等）の解体撤去工事及び当該廃材の処分に係る経費

(4) 前各号の解体撤去工事後の当該敷地の埋め戻し及び整地に係る経費（舗装費用等を除く。）

(5) 解体撤去工事に必要な仮設工事に係る経費

(6) 敷地内の残存物（家具等の物品など）の処分に係る経費

(7) その他市長が必要と認める経費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象費用の2分の1に相当する額又は補助対象空家等の床面積1平方メートルにつき20,000円を乗じた額のいずれか低い額（当該相当する額が500,000円を超えるときは、500,000円）とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（事前調査）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、無接道敷地等に該当するかどうかの事前調査を受けなければならない。

2 前項の事前調査を受けようとする者は、深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金事前調査申込書（様式第1号）により市長に申し込むものとする。

3 市長は、前項の申込書の提出があったときは、申込書に記載された敷地が無接道敷地に該当するかどうかを調査し、その結果を深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金事前調査結果報告書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、年度ごとに市長が別に定める期間内に市長に申請しなければならない。

(1) 深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金工事実施計画書

(様式第 4 号)

- (2) 深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金事前調査結果報告書(様式第 2 号)の写し
 - (3) 配置図(申請者の敷地と空家等及び道路との関係、附属する門塀等の位置等を記載したもの)
 - (4) 着工前の現場写真(建物及び敷地の状況が分かるもの。)
 - (5) 補助対象空家等の建物及びその土地の登記事項証明書(申請日前 3 か月以内に発行されたもの。)
 - (6) 補助対象空家等の名寄帳の写し(資産税課が発行する直近の年度のもの。)
 - (7) 補助対象空家等に隣接する土地(購入者)の登記事項証明書(申請日前 3 か月以内に発行されたもの。)
 - (8) 補助対象空家等に隣接する土地(購入者)の名寄帳の写し(資産税課が発行する直近の年度のもの。)
 - (9) 深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金誓約書(様式第 5 号)
 - (10) 補助対象工事を施工する予定の市内事業者に係る第 5 条第 2 号に規定する許可又は登録を受けたことを証する書類の写し
 - (11) 補助対象工事の見積書(除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、除却工事を行う予定の事業者の押印があるものに限る。)の写し
 - (12) 売買契約書の写し(補助対象空家等の売買契約)
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第 10 条 市長は、予算の範囲内において補助金の交付を決定する。

2 市長は、前条の規定により提出された申請書及び添付書類について審査し、補助金の交付の可否を決定し、深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金交付(不交付)決定通知書(様式第 6 号)により申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定（以下「交付決定」という）を行うに当たり、必要があると認めるときは、その交付について条件を付することができる。

（補助対象工事の施工）

第 1 1 条 申請者は、当該交付決定の属する年度の 1 月末日までに当該工事を完了しなければならない。

（補助申請内容の変更等）

第 1 2 条 第 1 0 条第 2 項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更し、又は補助対象工事を中止しようとするときは、遅滞なく深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金補助対象工事内容等変更（中止）承認申請書（様式第 7 号）に市長が別に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを承認したときは、深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金補助対象工事内容等変更（中止）承認通知書（様式第 8 号）により交付決定者に通知しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による承認をするときは、必要に応じて交付決定の内容を変更することができる。

（完了報告）

第 1 3 条 交付決定者は、補助対象工事が完了した日から起算して 3 0 日以内に、深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金工事完了報告書（様式第 9 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期間内に市長に報告をしなければならない。

（1） 補助対象工事の除却工事請負契約書の写し又はこれに代わるもの

（2） 補助対象工事の領収書の写し又はこれに代わるもの

（3） 補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類

（4） 補助対象工事完了後の現場写真

（5） その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、天候の悪化その他の工事が遅延するやむを得ない事情があると特に認めるときは、前項に規定する指定する期間を延長することができる。

（補助金額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、当該報告の内容が適当であると認めた場合は、補助金の額を確定し、その内容を深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金交付額確定通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに、深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金交付請求書（様式第11号）により、その補助金の交付を市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の請求を受けたときは、その請求に係る補助金を交付決定者に交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により通知し、補助金交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- （1） この要綱又は関係法令に違反したとき。
- （2） 第12条に規定する変更又は中止があったとき。
- （3） 交付決定に付した条件に違反したとき。
- （4） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （5） 補助対象工事が第11条に規定する期間内に完了しないとき。
- （6） その他市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

（補助金の返還）

第 17 条 市長は、前条の規定により交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期日を定めて、深谷市無接道敷地内の空家等除却補助金返還請求書（様式第 13 号）により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（書類の保管）

第 18 条 交付決定者は、補助対象工事、交付決定通知書その他の補助金の交付に関する書類を当該補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の初日から起算して 10 年間保管しなければならない。

（疑義のある事項の決定）

第 19 条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱の内容で疑義が生じた事項については、市長がこれを決定する。

附 則（令和 5 年 6 月 15 日部長決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（要綱の見直し）

2 市長は、補助金支出の効果検証を行い、その結果に基づいて令和 10 年 3 月 31 日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和 6 年 3 月 15 日部長決裁）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 22 日部長決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 22 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。